

<報道発表資料>

令和6年12月19日

地方税事務に係る「特定個人情報保護評価書（案）」 に関する意見募集の実施について

県では、地方税に係る事務について、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民の信頼を確保する目的として行う「特定個人情報保護評価書」の案をとりまとめ、公表しています。

評価の再実施に当たり、多くの県民の皆様の御意見を反映するため、以下のとおり意見を募集します。

1 特定個人情報保護評価制度の概要

特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）を保有する事務では、マイナンバー法（*注1）第28条に基づき、特定個人情報保護評価をすることとされています。

特定個人情報保護評価とは、事前に特定個人情報の漏えい等の危険性及びその影響に関するリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置について評価し、公表する制度です。

国のガイドラインでは、評価実施後5年経過前に評価の再実施をすることとされています。（前回の評価日：令和2年3月30日）

（*注1）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

2 意見募集期間

令和6年12月19日（木曜日）から令和7年1月20日（月曜日）まで
（当日消印有効）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-bosyu/hyouka-syo_ni_kansuru_iken-bosyu.html

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・ 埼玉県総務部税務課（県庁第2庁舎10階）

【平日午前8時30分～午後5時15分】

4 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、意見

※ 様式は自由です。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部税務課 税務DX推進担当 あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4761

埼玉県総務部税務課 税務DX推進担当 あて

ウ 電子メールの場合

E-mail a2640-21@pref.saitama.lg.jp

埼玉県総務部税務課 税務DX推進担当 あて

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「税務システムに係る地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務の評価書に対する意見」としてください。

5 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた意見を考慮して、評価書を作成します。
- (2) いただいた意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却は、いたしませんので御了承ください。
- (4) 作成した評価書については、令和7年1月下旬に県ホームページにて公開予定です。

6 問合せ先

埼玉県総務部税務課 税務DX推進担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048 - 830-2662（直通）

ファックス 048 - 830-4761

E-mail a2640-21@pref.saitama.lg.jp